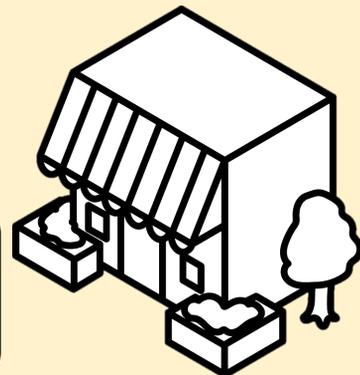


商店街の空き店舗で、 開業にかかる経費の一部を 補助します！

開業後、**専門家による経営相談**を実施



申請対象

商店会が希望する業種及び営業時間で開業する、
個人・中小企業・商店会・各種団体 (社会福祉法人、NPO法人等)

<補助を受けるための主な条件>

当該年度に店舗を賃借して事業を開始し、次のいずれかを満たす方

- ① 横浜市WEBページに登録されている空き店舗において、開業する方
- ② 「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する方
- ③ 以下の条件のいずれかを満たす方
 - ア (公財)横浜企業経営支援財団「横浜ビジネスグランプリ」において、ファイナルに選出されたプランで開業する方
 - イ 横浜市都市整備局「ヨコハマ市民まち普請事業」の2次コンテストで選考された整備助成対象提案で開業する方
 - ウ 横浜市健康福祉局「横浜市介護予防交流拠点整備事業」で交付決定された事業で開業する方
 - エ その他、ア～ウに準ずると商業振興課長が認めた方

※その他、1年以上継続して事業を行うこと、開業エリアの商店会に加盟することなどの条件があります。

補助限度額
及び補助率

条件①② 30万円 補助率
条件③ 50万円 1/2

予算に達し
次第
終了します

補助対象経費

店舗賃貸借契約に係る初期費用等
(仲介手数料を除く)

申請期限
令和7年
2月28日



事業概要ウェブサイトはこちら

空き店舗開業助成事業



※申請前に事前相談を行います
事前相談は令和7年2月14日まで

お問合せ先
横浜市経済局商業振興課

☎ 045-671-3488
✉ ke-syogyo@city.yokohama.jp